

第3章 整備実施計画

1 松尾川雨水幹線緑道化整備計画

(1) 「浜見平地区まちづくり計画」における位置づけ

松尾川雨水幹線は団地の東面、南西面の外周を流れる分流式公共下水道の雨水渠です。

松尾川雨水幹線緑道化整備計画は、同水路用地を生かした歩行者空間の整備計画であり、「浜見平地区まちづくり計画」において「緑・歩行者ネットワーク」、「道路ネットワーク」として、次のように位置づけられています。

＝「浜見平地区まちづくり計画」における松尾川雨水幹線緑道化計画の位置づけ＝
(松尾川雨水幹線緑道化計画関連のみ抜粋)

■公園・緑地計画■

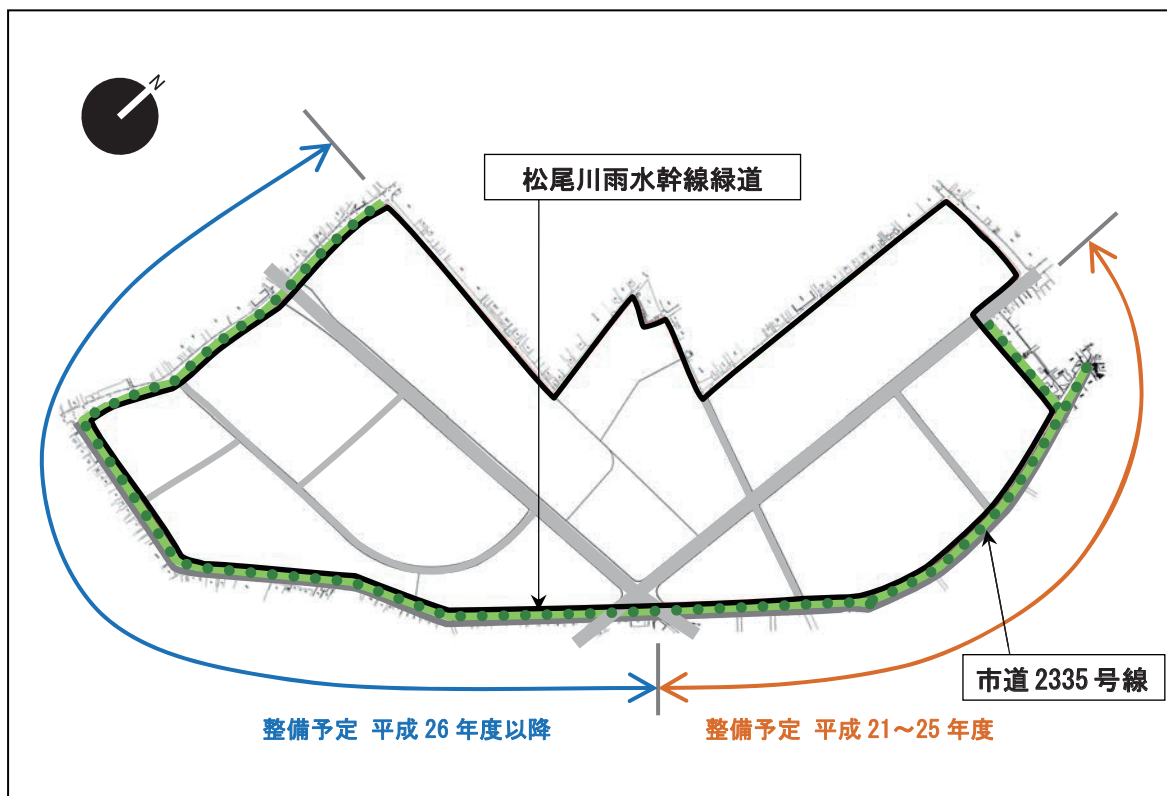
●団地境界部分の緑地・遊歩道整備

- ・団地外周部は水路の一部を暗渠化し、緑化・遊歩道化することにより、地域の快適性・利便性の向上を図る。

■道路計画■

●周辺とのアクセス改善

- ・防災性や避難などを考慮し、水路の一部を暗渠化する。



■松尾川雨水幹線緑道位置図

(2) 整備方針

松尾川雨水幹線緑道化整備計画は、前頁、松尾川雨水幹線緑道位置図に示す区間において、緑のネットワーク、歩行者ネットワークの一環を担う緑道として整備を図るものです。

本計画においては、整備の先行する北ブロックの整備計画案を策定することとし、計画案の策定に際しては、以下の方針を踏まえた計画とします。

●暗渠化した松尾川雨水幹線を活用して快適な歩行者空間を整備します。

- ・ 現況の松尾川雨水幹線は、市道 2335 号線に沿った開渠の分流式公共下水道の雨水渠であり、境界部はフェンスで閉ざされ、また、水辺はコンクリート等の直壁で囲われた潤いに乏しい環境にあります。
- ・ 市道 2335 号線は、団地東側住宅地から生活拠点ゾーン・防災拠点へと導く主要な歩行者動線となりますが、松尾川雨水幹線が団地と住宅地間の動線を遮断しており、安全で快適な歩行者空間を形成するには至っていません。
- ・ 松尾川雨水幹線の暗渠化を図ることにより、上部空間を活用した新たな歩行者空間を創出し、避難路としての安全性を高めるとともに、生活拠点ゾーンに至る緑豊かな歩行者道路の演出を図ることとします。

●区間ごとの空間・機能特性を踏まえ、特色ある整備を図ります。

- ・ 歩行者動線、周辺土地利用、道路の幅員構成等の機能を踏まえつつ、区間毎の歩行者の利用目的にかなった整備の水準や緑化手法等を定め、特色のある空間整備を図ります。

●生活拠点ゾーンと一体化した豊かな空間を演出します。

- ・ 生活拠点ゾーン沿いでは、ゾーンと一体的な歩行者空間の整備を図り、人々が憩い・集うことのできる交流の場を演出します。

(3) 整備計画案

松尾川雨水幹線緑道化整備計画では、北側区間（下図に示す A・B・C 区間）を平成 21～25 年度に整備を行う予定です。また、C 区間から南側については、今後の建替え計画に合わせて、平成 26 年度より事業を行う予定です。

以下に A～C 区間の整備計画案を整理します。

ア A 区間

A 区間は、地区東側の北端の境界をなす区間であり、生活拠点ゾーンに向かう主要な歩行者軸となる南北区間では、松尾川雨水幹線の両側は幅員の狭い生活道路となっており、植栽等のスペースの確保が難しくなっています。また、北側住宅地に接した東西区間は、歩行者軸とは直行しており、比較的幅の狭い区間です。

したがって当区間においては、通行機能を優先するシンプルな空間構成を基本として、緑道の整備を図ります。

(ア) 歩行空間

＜南北緑道＞

- ・既存の生活道路と暗渠化した上部区間を一体的に活用することで、歩行者と自動車の共存を目的としたコミュニティ道路*を整備します。

＜東西緑道＞

- ・暗渠化した上部区間を歩行空間として整備します。

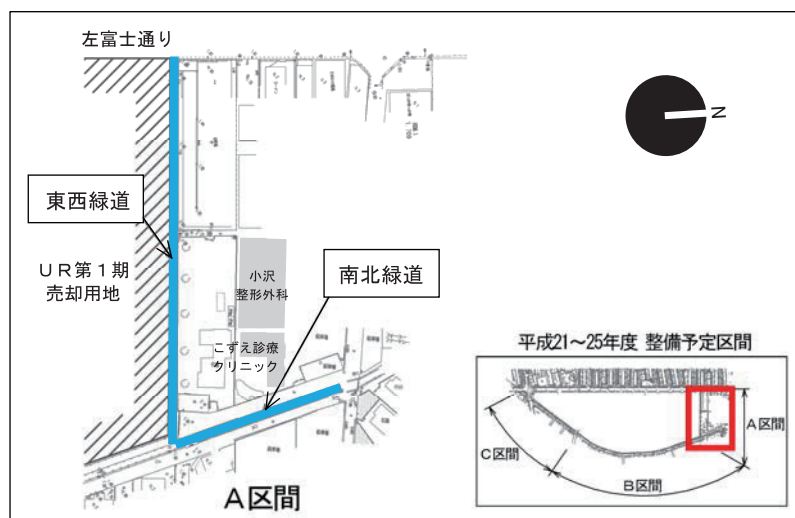
(イ) 植栽計画

＜南北緑道＞

- ・車道部分の蛇行による歩行空間のふくらみ部分には、プランター*等による植物を配置し、安全で快適な歩行空間を確保します。

＜東西緑道＞

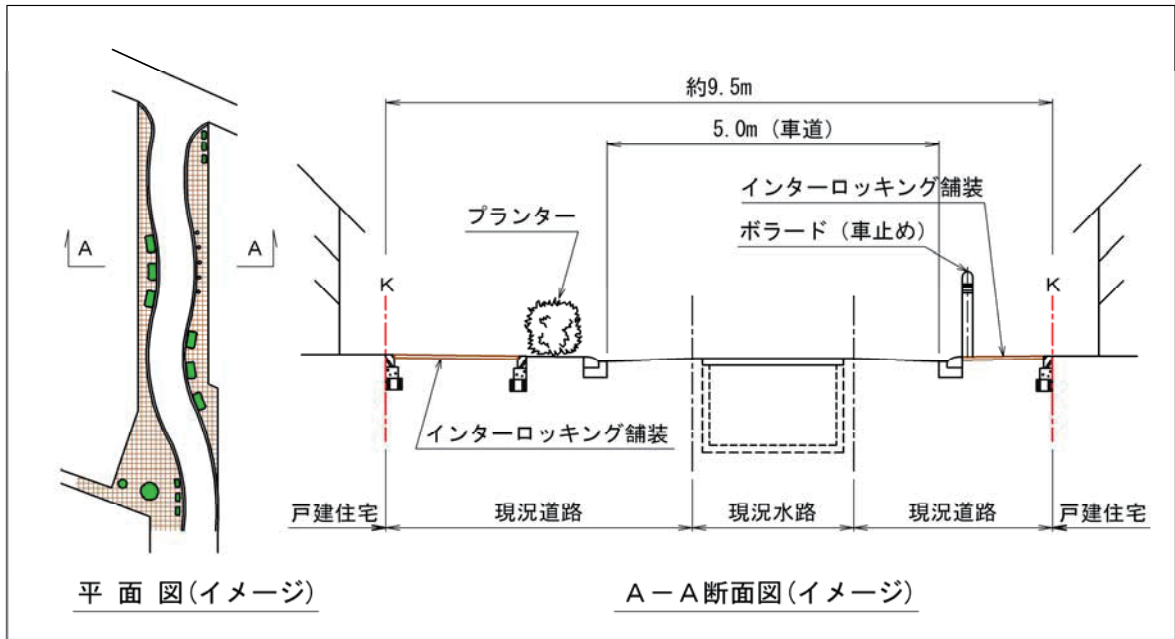
- ・通路部分には十分な植栽スペースが取れないため、隣接する宅地側の設えとの調和を図りながら、安全で快適な歩行空間を確保します。



■ A区間位置図

*コミュニティ道路：歩行者が安全・快適に利用できるよう、車道の蛇行や舗装デザインなどにより、自動車の速度低下や安全運転を促す工夫をした道路。

*プランター：草花の栽培に用いる容器。

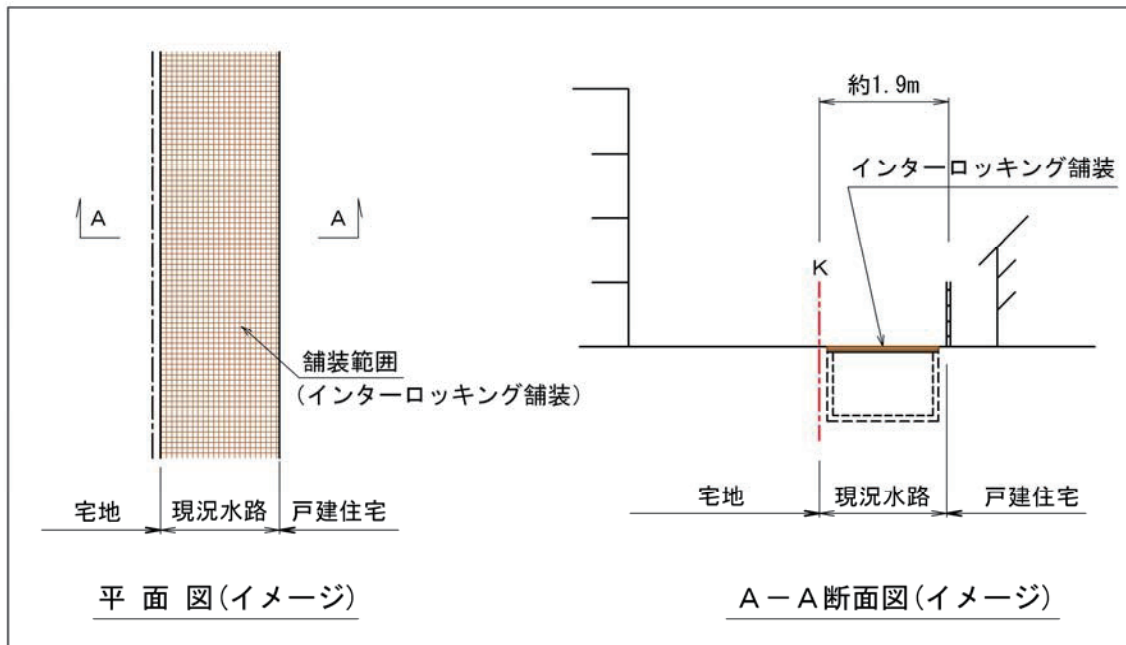


■ A区間（南北緑道）の標準断面図・標準平面図



イメージスケッチ

■ A区間（南北緑道）の整備イメージ図



■ A区間（東西緑道）の標準断面図・標準平面図



イメージスケッチ

■ A区間（東西緑道）の整備イメージ図

イ B 区間

B 区間は、地区東側沿いを南北に抜け、生活拠点ゾーンへと向かう区間であり、当地区の東に面した住宅地（南湖二丁目等）から買い物や公園へと歩行者を導く動線として機能します。また、緩やかなカーブを描く線形を有しており、変化ある景観が展開する区間です。

したがって当区間においては、暗渠化した上部区間の歩行空間とそこに接する敷地内（2m幅）の一体的な整備により、高木植栽（プライバシーのための目隠しも兼ねる）や休憩スペース等を確保し、緑豊かな景観がカーブ沿いに展開する、潤いのある散策路空間の整備を図ります。

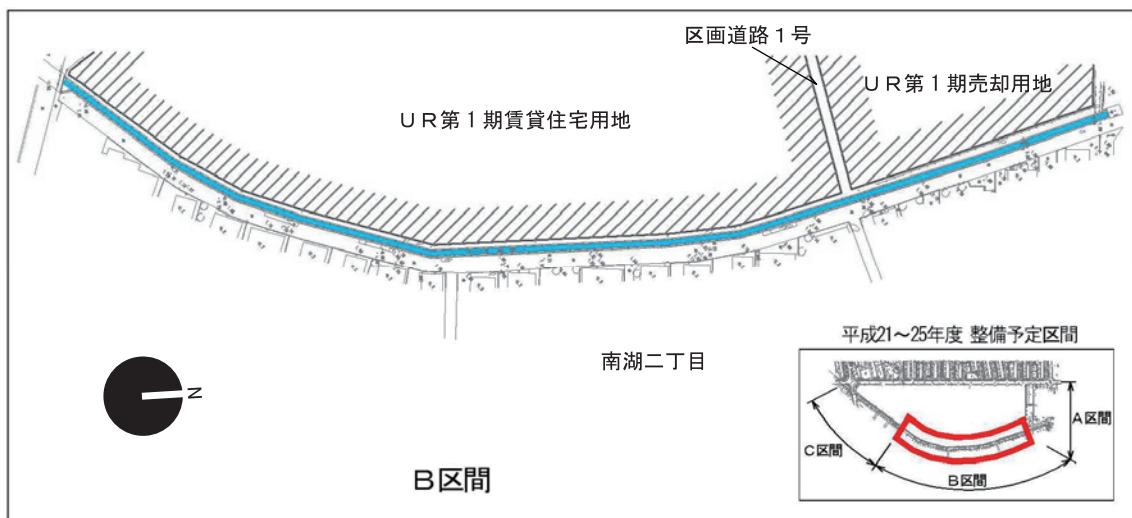
また、B 区間へのせせらぎ設置については、地元からの強い要望があるため、今後の検討課題としていきます。

（ア）歩行空間

- ・暗渠化した上部区間は歩行空間として整備します。
- ・松尾川雨水幹線に接する敷地内（2m幅）に、暗渠化した上部の歩行空間と一体化したコミュニティスペース*等を設けます。

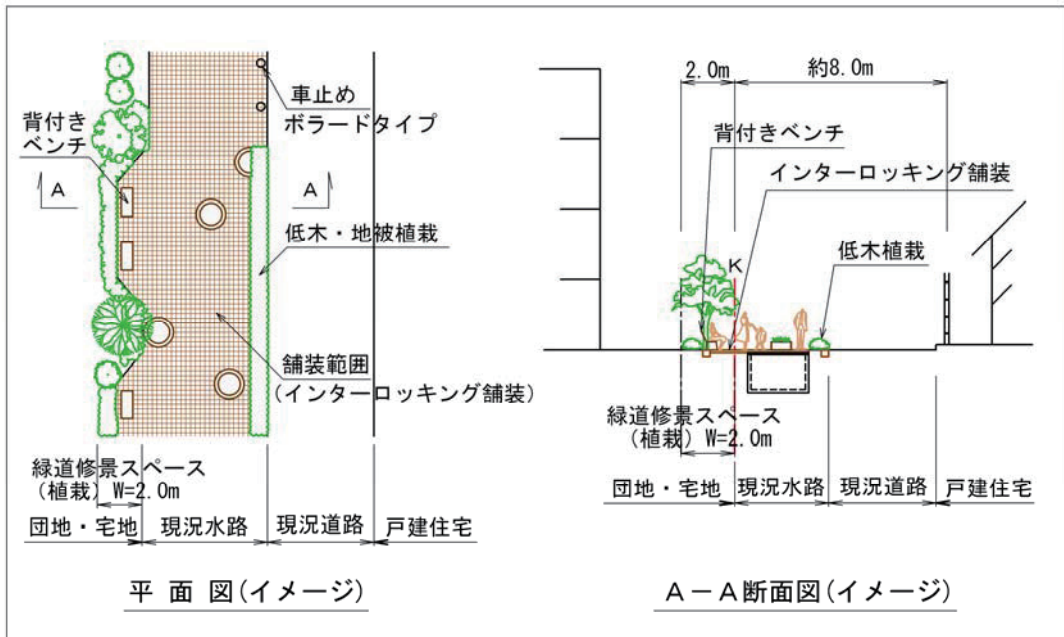
（イ）植栽計画

- ・暗渠化した上部区間の歩行空間には、低木・地被植栽、プランター等によるシンプルな植栽を施し、安全で快適な歩行空間を確保します。
- ・地区計画に基づき、松尾川雨水幹線に接する敷地内（2m幅）に緑道修景スペースを確保し、高木を織り交ぜた豊かな植栽を施します。



■B 区間位置図

*コミュニティスペース：歩行者が腰掛けたり、休憩できるような空間。



■ B区間の標準平面図・標準断面図



イメージスケッチ

■ B区間の整備イメージ図

注) せせらぎを設置する場合には、構造的に変更します。

ウ C区間

C区間は、生活拠点ゾーン（公共公益施設ゾーン）に面した区間であり、買い物や福祉施設、公園等の利用者が集う場であり、まちの中心地区として豊かな歩行者空間と質の高い景観整備が求められます。

したがって当区間においては、単に歩行者機能を確保するのみでなく、他区間と差別化を図った景観面で特化した設えを施すことを検討しています。

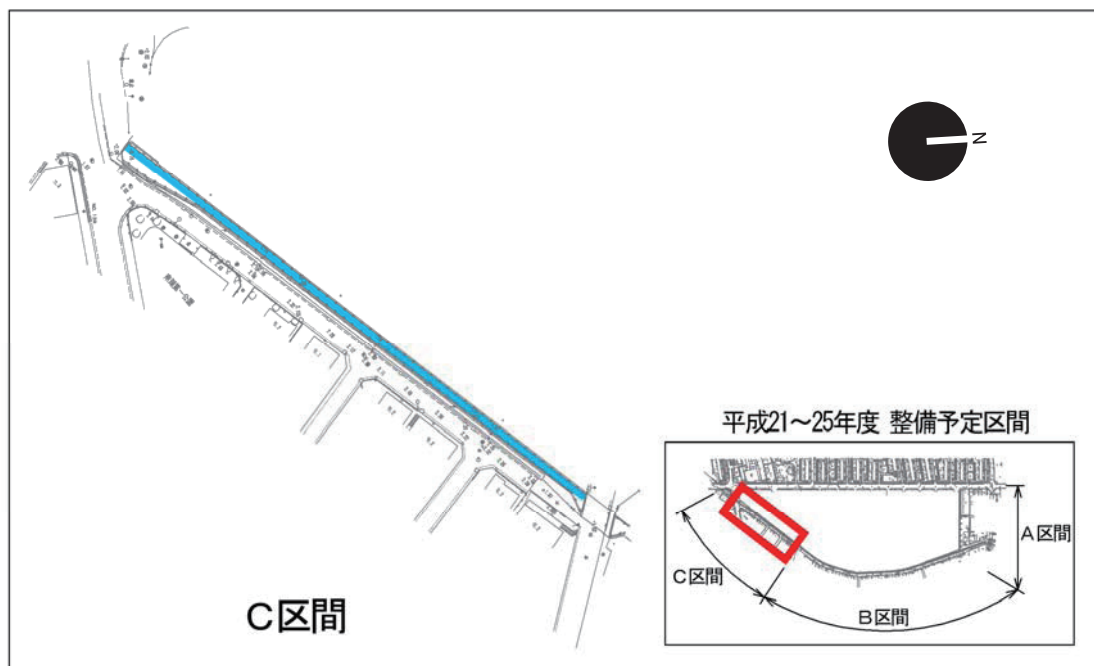
景観を特化する要素としては潤いある空間を演出すること、また、暗渠化された河川の記憶を留めることを意図し、暗渠化した上部区間にせせらぎの整備を図ることが考えられます。

(ア) 歩行者空間

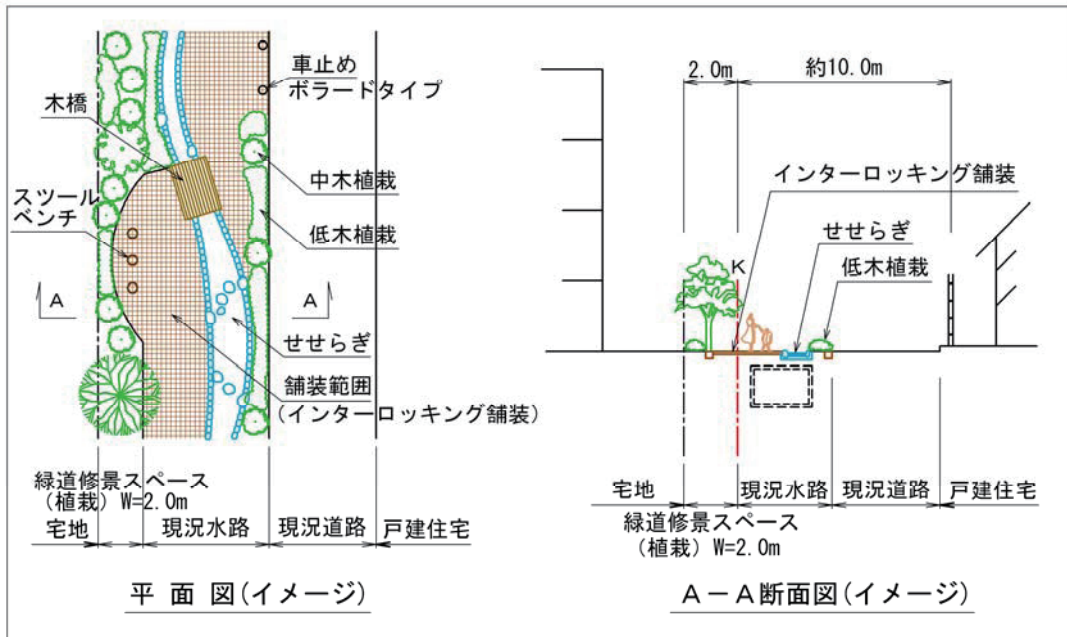
- ・暗渠化した上部区間は「せせらぎ」を併設した歩行空間として整備します。
- ・松尾川雨水幹線に接する敷地内（2m幅）に、暗渠化した上部の歩行空間と一体化したコミュニティスペース等を設けます。

(イ) 植栽計画

- ・暗渠化した上部区間の歩行空間に低木・地被植栽、木製のプランター等によるシンプルな植栽を施し、安全で快適な歩行空間を確保します。
- ・地区計画に基づき、松尾川雨水幹線に接する敷地内（2m幅）に緑道修景スペースを確保し、目隠しにもなる高木を織り交ぜた豊かな植栽を施します。



■ C区間位置図



■ C区間の標準平面図・標準断面図



イメージスケッチ

■ C区間の整備イメージ図